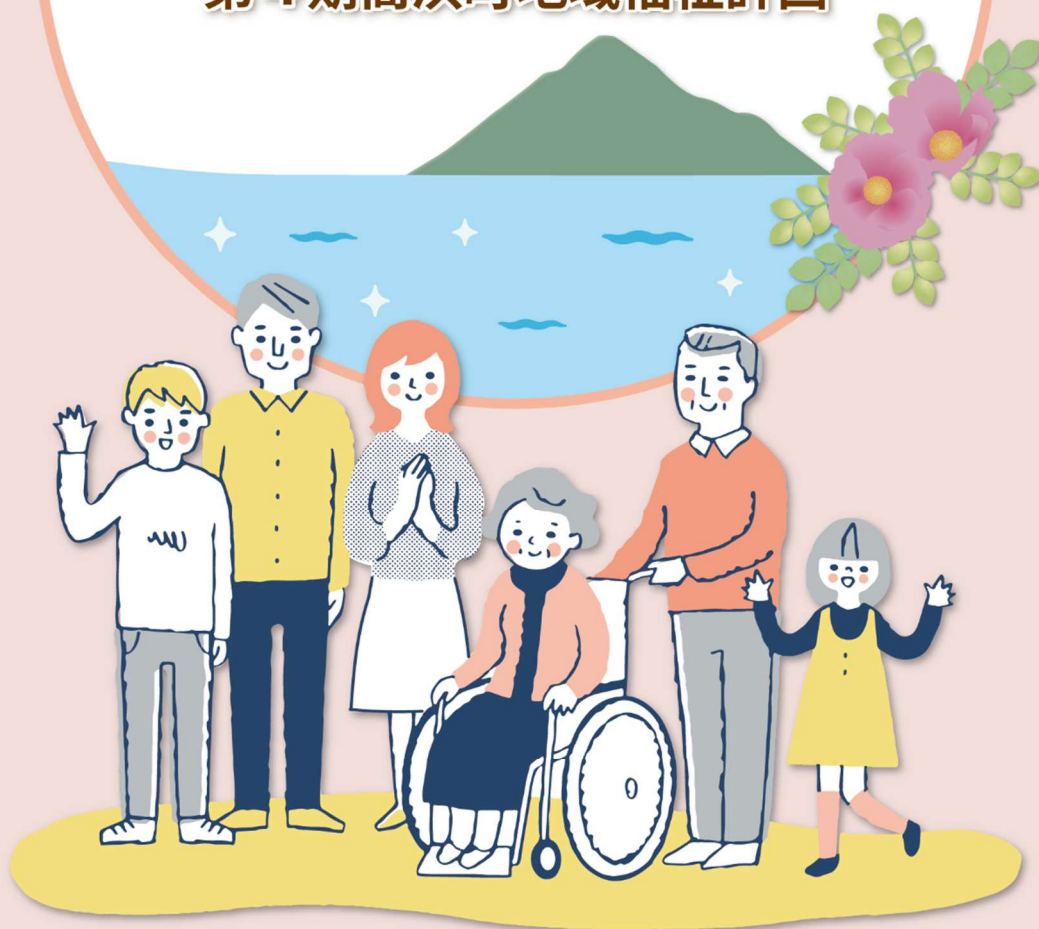


地域みんなで育てよう 幸せの樹
支え愛・助け愛が実るまち たかはま

令和8年度 ➡ 令和12年度

たかはま ささえ愛 たすけ愛プラン

第4期高浜町地域福祉計画



令和8年3月

高浜町

ごあいさつ

本町では、平成 23 年度に「高浜町地域福祉計画」を策定して以来、住民の皆様、社会福祉協議会、関係機関の皆様と力を合わせ、地域福祉の充実に向けた取組を着実に進めてまいりました。これまでの 3 期にわたる計画を通じて、誰もが安心して暮らせる地域の実現を目指し、支え合いの活動や福祉施策の推進に不断の努力を重ねてきたところであります。

しかしながら、少子高齢化や人口減少、核家族化、地域のつながりの希薄化に加え、ひきこもり、8050 問題、ヤングケアラー、生活困窮など、複雑かつ複合的な課題が顕在化し、従来の制度のみでは対応が困難な事例が増加しております。本町においても例外ではなく、地域全体で支え合う体制の再構築が、これまで以上に強く求められております。

このような状況のもと策定した第 4 期地域福祉計画では、これまで大切に育んできた「**地域のみんで育てよう 幸せの樹 支え愛・助け愛が実るまち たかはま**」の理念を継承し、住民一人ひとりが地域課題を「自分ごと」として捉え、世代や分野を超えて人と資源が結びつく「地域共生社会」の実現を目指すものであります。

また、地域福祉を推進する拠点として整備した「高浜町地域福祉総合センターいぶき」は、住民の皆様が気軽に集い、交流できる居場所としての役割を担うとともに、専門職が連携しやすい環境を整えることで、地域の支援体制を下支えする基盤となるものです。

「いぶき」を核に、アウトリーチの充実や多機関連携の強化を図り、支援が届きにくい方々に対しても、「気づき」「つなぎ」「支え続ける」体制の構築を進めてまいります。

本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただいた福祉団体や介護・障がい等の福祉事業所、並びに策定委員の皆様をはじめ、多くの関係者の皆様から貴重なご意見とご助言を賜りました。ここに深甚なる感謝の意を表します。皆様の温かいご理解とご協力に心より敬意を表し、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和 8 年 3 月

高浜町長 西嶋 久勝



目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 地域福祉とは	2
3 地域福祉の基本的な考え方	2
4 計画の位置づけ	3
5 計画の期間	4
第2章 高浜町の現状	5
1 統計からみる高浜町の現状	5
2 たかはま ささえ愛 たすけ愛プラン（第3期高浜町地域福祉計画）の評価	9
3 成年後見制度利用促進基本計画の評価	11
4 意見交換会での意見	12
5 次期計画に向けた課題	13
第3章 計画の基本的な考え方	17
1 基本理念	17
2 基本目標	18
3 施策体系	20
4 地域福祉総合センターを踏まえた高浜町版包括的な支援体制の構築	21
第4章 施策の展開	23
基本目標1 地域福祉への意識と関心の向上	23
基本目標2 多様な形での地域参加の促進	25
基本目標3 地域での困りごとに寄り添い支えるサービス等の充実	26
基本目標4 地域の皆で支えるネットワークの強化	29
第5章 計画の推進に向けて	31
1 計画の検証・評価体制のしくみづくり	31
資料編	32
1 高浜町地域福祉計画策定委員会設置要綱	32
2 高浜町福祉3計画策定委員会委員名簿	34
3 計画の策定経過	35
4 用語解説	36

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

高浜町では、平成23年度より「高浜町地域福祉計画」、平成28年度より「第2期高浜町地域福祉計画」を推進し、だれもが地域で安心して生活できるまちをめざした取り組みを進めてきました。さらに令和3年には「第3期高浜町地域福祉計画」「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、これまで以上に「心の通いあい」を大切にして、支え合いや助け合いが活発に行われるまちをめざし、様々な取組を進めてきました。

近年、少子高齢化・人口減少社会の進行、産業構造の変化やライフスタイルの多様化等により、人と人とのつながり、家庭や地域における支え合いが希薄化し、これまで地域社会が果たしてきた助け合いや支え合い等の機能の低下が危惧されています。また、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など分野別の対応では解決することが難しい新たな問題が多く発生しています。さらに、自然災害や感染症などの脅威や不安も高まっています。

国においては、社会福祉法が改正され、地域福祉の推進にあたり、地域住民が相互に尊重し合いながら参加し、地域共生社会の実現を目指す必要があることが明記されました。また、生活課題を抱える地域住民を支援する体制や、地域住民が地域福祉を推進するために必要な環境を一体的かつ重層的に支援することができるよう、福祉分野に関連する法律に基づき事業を一体的に実施する、重層的支援体制整備事業の創設等が新たに規定されました。

また本町では、高齢者や障がい者等が住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう権利擁護の実現を図るとともに、地域の実情に合わせて、成年後見制度の利用促進に取り組む必要があります。

こうした背景から、本町では、住民をはじめ、関係機関や団体及び行政が一体となり、地域の多様な課題の解決に対応し、安心して生活できる地域を実現するために、「たかほま ささえ愛 たすけ愛プラン（第4期高浜町地域福祉計画）」を策定します。

2 地域福祉とは

地域福祉とは、その地域に住む人たちが安心して暮らせるように、住民や福祉に関わる人たちが力を合わせて、地域の困りごとや課題を解決していく考え方のことです。

3 地域福祉の基本的な考え方

本計画では、以下の3つの考え方を掲げ、各施策を位置づけます。

(1) 「自助」「共助」「公助」を浸透させる計画とする

- 地域福祉の推進について、社会福祉法第4条には“地域福祉の担い手が相互に協力し、支援を必要とする地域住民が地域で生活し、あらゆる分野の活動に参加”できるようにするという考え方が示されています。
- 支援を必要とする地域住民は多様なニーズを抱えています。そのため、地域福祉の基本的な考え方は、自分自身や家族でできることは自ら行うこと（自助）、近隣の住民や地域の人々が協力して問題解決に取り組むこと（共助）が基本となります。それでも解決できない課題や問題については、行政などが行う公的なサービス（公助）を活用するというのが基本的な考え方です。本計画では、「自助」「共助」「公助」の考え方を浸透させ、バランスよく機能できる状態の実現をめざします。

(2) 「地域共生社会」の実現をめざす

- 国は、「地域共生社会の実現」をめざしています。地域共生社会とは、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。こうした社会を通じて、だれもが安心して地域で生活できる状態の実現をめざします。

(3) 包括的な支援体制を構築する

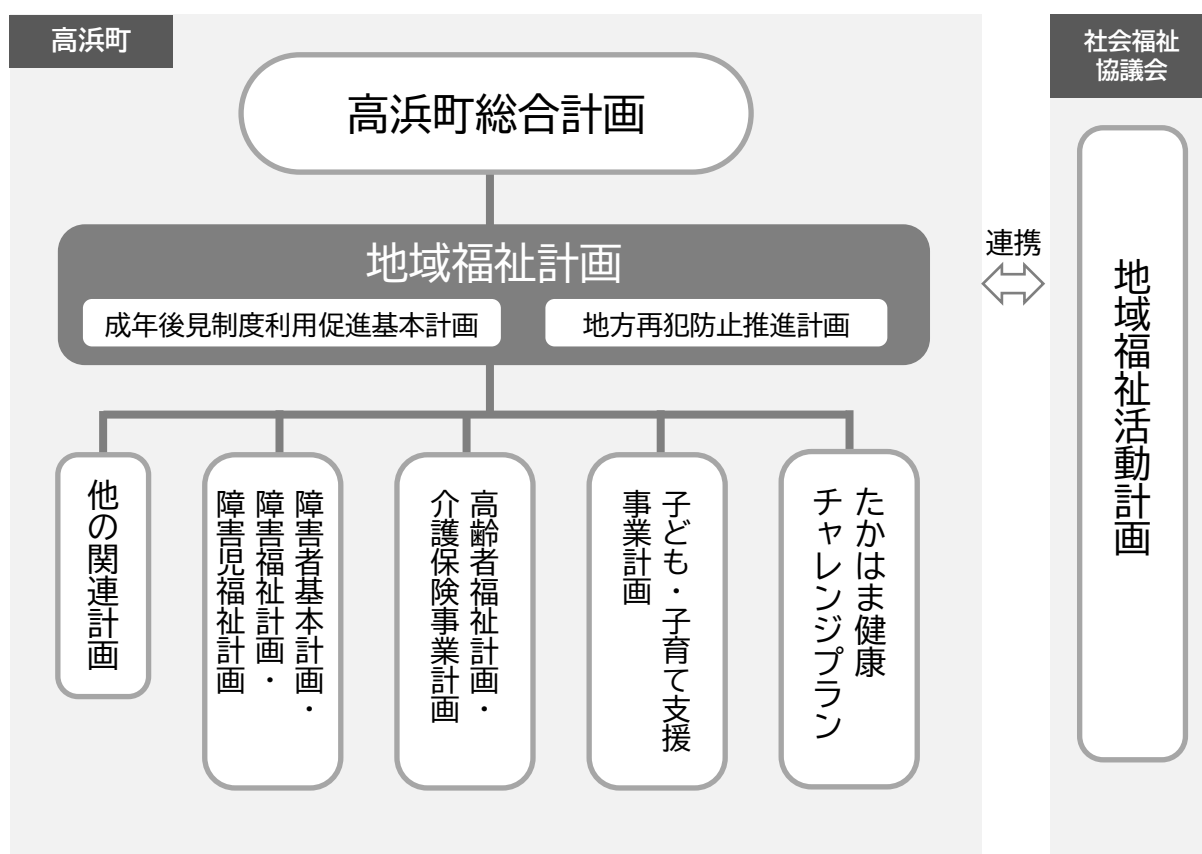
- 高浜町では、地域住民が安心して暮らし続けられる地域社会を実現するため、包括的な相談支援体制の構築を進めています。社会福祉協議会を中核に、住民・関係機関・地域団体が参加し協働する仕組みを整えるとともに、福祉・保健・医療・教育・就労など多様な地域資源の連携を強化し、課題の複雑化・複合化に対応できる地域全体での支援の仕組みづくりを推進します。これらの取組を通じて、誰もが安心して暮らせる地域づくりをめざします。

4 計画の位置づけ

本計画は、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域の生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策や体制等について目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするもので、社会福祉法第107条に基づく計画です。

あわせて、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条第1項に基づく「市町村成年後見制度利用促進計画」及び「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」を策定し、盛り込みます。

本計画は、町の最上位計画である「高浜町総合計画」をはじめ、「障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「子ども・子育て支援事業計画」などの関連計画との整合性を考慮して策定しています。



5 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5か年とします。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて内容を見直すものとします。

計画期間

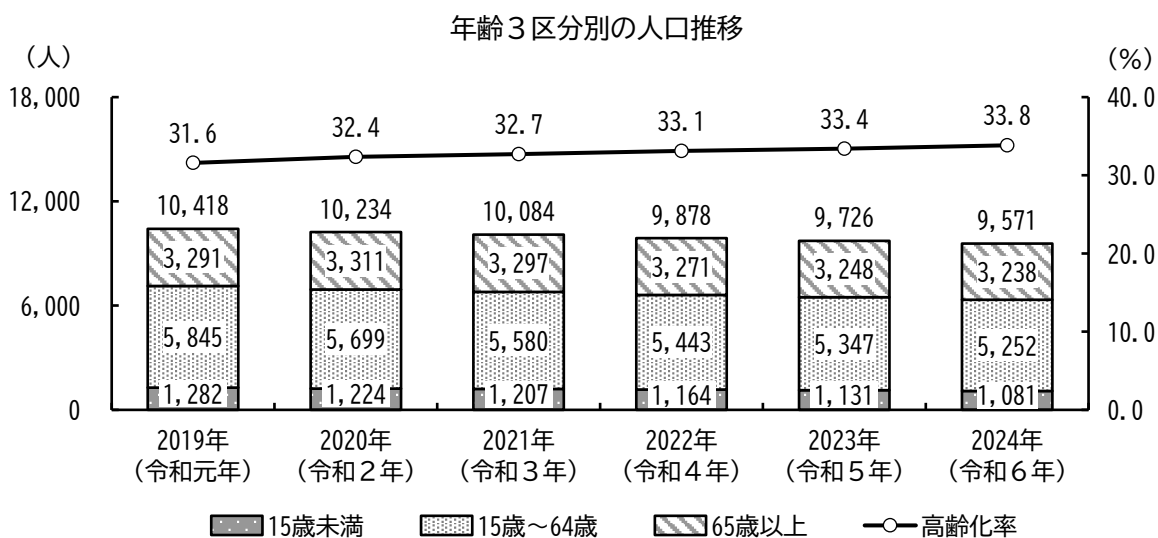
	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
第3期高浜町 地域福祉計画	計画期間 R3～R7 見直し					
第4期高浜町 地域福祉計画		計画期間				

第2章 高浜町の現状

1 統計からみる高浜町の現状

(1) 年齢3区分別の人口推移

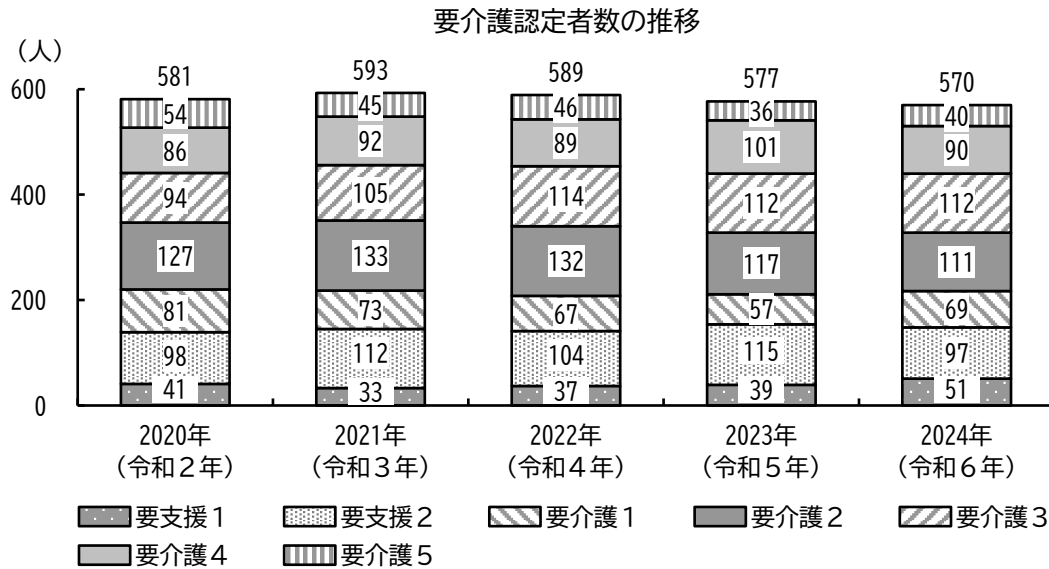
本町の人口は、年々減少しています。年齢3区分別でみると、「15歳未満」、「15歳～64歳」は年々減少、「65歳以上」は2021年（令和3年）以降減少しています。高齢化率は年々上昇しており、2024年（令和6年）現在では33.8%となっています。



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

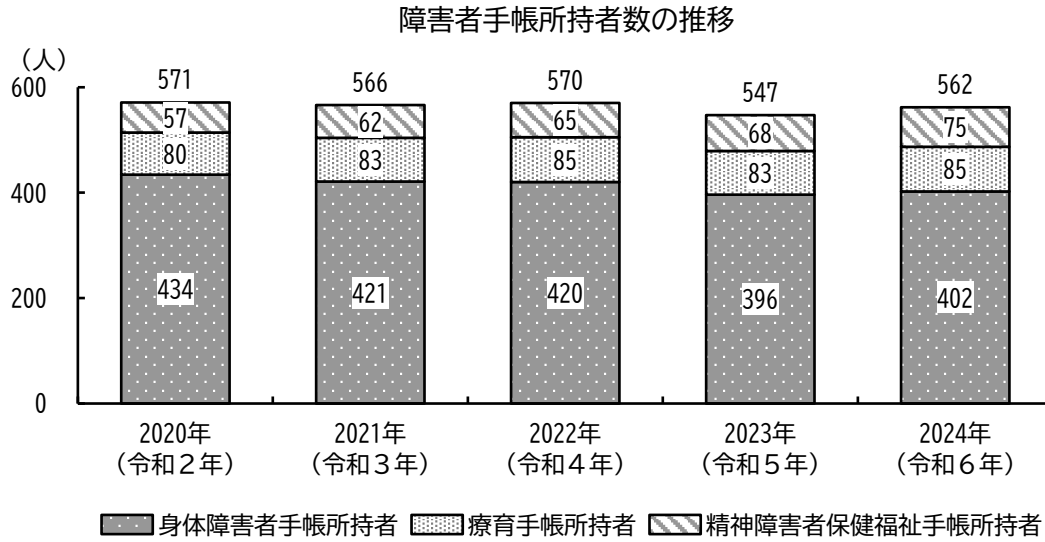
(2) 要介護認定者数の推移

要介護認定者数は令和4年以降減少しており、2024年（令和6年）9月末時点では570人となっています。要介護3（112人）が最も多く、要介護5（40人）が最も少なくなっています。



(3) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数の合計は、ほぼ横ばいで推移しています。身体障害者手帳の所持者数は減少傾向にあり、精神障害者保健福祉手帳の所持者は増加しています。



資料：高浜町保健福祉課（各年度3月末現在）

(4) 成年後見制度町長申立件数の推移

成年後見制度の町長申立件数は、令和5年度に障がい者の方を1件申し立てています。相談実人数は、令和4年度が2名、令和5年度が7名、令和6年度が4名となっています。

(5) 成年後見制度認知度の推移

成年後見制度の認知度は、「知っている」の割合が令和7年で19.2%と令和4年と比較して変化がみられていません。成年後見制度について「必要時に知りたい」「今は知らなくてよい」を合わせた割合は9割を超えています。

成年後見制度を知っているか

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
調査概要	配布人数	468名	543名	534名	522名
	回収人数	325名	371名	367名	302名
	回収率	69.4%	68.3%	68.7%	57.8%
調査結果	知っている	71名 (21.9%)	71名 (19.1%)	61名 (16.6%)	58名 (19.2%)
	知らない	251名 (77.2%)	290名 (78.2%)	297名 (80.9%)	236名 (78.2%)
	未記入	3名 (0.9%)	10名 (2.7%)	9名 (2.5%)	8名 (2.6%)
調査結果	知りたい	14名 (4.3%)	7名 (1.9%)	16名 (4.3%)	20名 (6.6%)
	必要時に知りたい	118名 (36.3%)	133名 (35.9%)	153名 (41.7%)	113名 (37.4%)
	今は知らなくてよい	189名 (58.2%)	216名 (58.2%)	183名 (49.9%)	160名 (53.0%)
	未記入	4名 (1.2%)	15名 (4.0%)	15名 (4.1%)	9名 (3.0%)

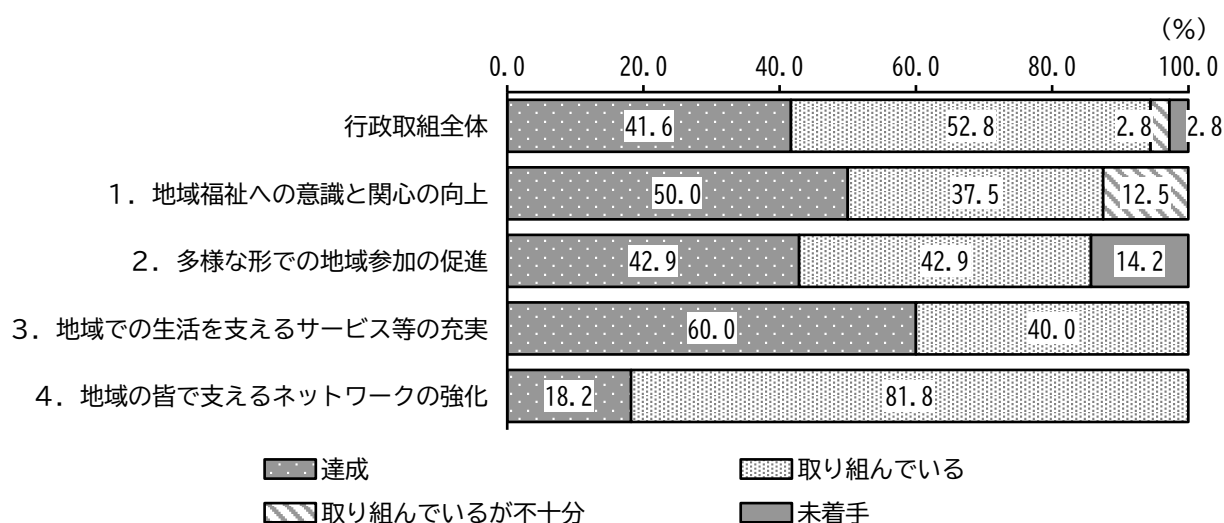
資料：高浜町保健福祉課「元気はつらつ度チェック」アンケート結果より

2 たかはま ささえ愛 たすけ愛プラン（第3期高浜町地域福祉計画）の評価

たかはま ささえ愛 たすけ愛プラン（第3期高浜町地域福祉計画）の各施策の達成状況は以下の通りです。

第3期計画には、各課の取組内容として36の施策を記載しました。このうち、41.6%が「達成」、52.8%が「取り組んでいる」との評価であり、全体の94.4%は良好に実行されています。反対に、「取り組んでいるが不十分」、「未着手」がともに2.8%（各1施策）は、第3期における実施に課題が残る結果となっています。

第3期高浜町地域福祉計画の取組状況



【取り組んでいるが不十分な取組】

取組	現在の進捗状況	今後の方向
1-①-d 福祉教育・体験学習の推進 小中学校と連携し、総合的な学習の時間を利用して認知症サポーター養成講座、車いす・アイマスク体験等を実施し、高齢者や障がいのある人に対する理解を深める福祉教育を推進する。	小中学校から認知症サポーター養成講座開催の調整依頼がないため、開催には至っていないが、地域ふれあいサロンでは開催することができ、認知症への理解を促すことができた。	今後、企業にも声をかけ認知症への理解を広げたり、小中学校と調整のうえ開催を検討していく。

【未着手の取組】

取組	現在の進捗状況	今後の方向
2-①-d 地域福祉の多様な担い手づくり	地域での生活を構成する多様な主体（商工会や農業関係者、企業など）が気軽に参加できる場を構築できていない。	包括的な支援体制の整備を進めるにあたり、地域づくりプラットフォームの形成を積極的に推進していく。

【第3期の取組状況と今後の取組の方向】

基本施策	主な担当課	現在の進捗状況				今後の方向				
		達成	取り組んでいるが 不十分	取り組んでいるが 未着手		継続	充実	改善	完了	廃止
1. 地域福祉への意識と関心の向上										
①福祉に関する教育・啓発活動の推進										
a 学校における福祉教育機会の充実	保健福祉課・教育委員会	○				○				
b 企業内での福祉教育の推進	産業振興課		○			○				
c 人権及び福祉意識の高揚	住民生活課	○				○				
d 福祉教育・体験学習の推進	保健福祉課			○			○			
②交流・ふれあいの場づくり										
a 住民交流・地域交流の促進	住民生活課	○				○				
b 地域における子育てネットワークの構築	こども未来課		○			○				
c 身近な地域での交流・ふれあいの場づくり	保健福祉課	○				○				
d 多世代交流・共生の場づくり	保健福祉課		○			○				
2. 多様な形での地域参加の促進										
①住民活動の促進										
a 福祉団体の活動への支援	保健福祉課	○					○			
b ボランティア育成と活動の普及	保健福祉課		○				○			
c 地域福祉への住民参加の促進	保健福祉課	○					○			
d 地域福祉の多様な担い手づくり	保健福祉課			○				○		
e 地域全体の子育て意識の向上	こども未来課	○				○				
②介護事業者や民間企業等の地域活動の参加促進										
a 企業等の社会活動参加促進事業	産業振興課		○			○				
b 事業所と地域の交流促進	保健福祉課・こども未来課		○			○				
3. 地域での生活を支えるサービス等の充実										
①相談体制の充実										
a 包括的な相談支援体制の構築	保健福祉課		○			○				
②情報提供の推進										
a 企業や店舗の施設を利用した情報提供・情報発信	産業振興課		○					○		
b 福祉サービスに関する情報提供の充実	保健福祉課	○					○			
③各種サービスの充実と質の向上										
a 利用者のニーズに即した障がい福祉サービスの提供	保健福祉課	○				○				
b 介護等を必要とする人への支援の強化	地域包括支援センター	○				○				
c 仕事と子育ての両立の支援	こども未来課		○				○			
④生活困窮者の自立に向けた支援										
a 生活困窮者支援を通じた地域づくり	保健福祉課	○				○				
⑤権利を守る支援策の充実										
a 成年後見制度の普及・利用支援	保健福祉課	○				○				
⑥公共交通サービスの充実										
a 安全で円滑な移動サービス等の充実	総合政策課	○					○			
⑦子どもや親子に優しい生活環境の整備										
a 安全・安心な遊び場・居場所の環境整備・創出	教育委員会・こども未来課		○			○				
4. 地域の皆で支えるネットワークの強化										
①見守り体制の構築										
a 地域の子どもたちの見守り体制の強化	保健福祉課		○			○				
b 地域の見守り体制の強化	保健福祉課	○				○				
②防犯・防災対策の充実										
a 小中学生の登下校の安全の確保	建設整備課・教育委員会		○			○				
b 地域で安心して暮らせる環境づくり	防災安全課		○			○				
c 災害時の地域における助けあいの体制整備	防災安全課		○			○				
d 災害弱者に配慮した支援体制の整備	保健福祉課		○			○				
e 災害に備えた体制づくり	保健福祉課		○			○				
③ユニバーサルデザインの推進										
a 公共施設や道路のユニバーサルデザイン化の推進	建設整備課	○				○				
b 誰もが分かりやすい情報発信	総合政策課		○			○				
④虐待のないまちづくりの推進										
a 児童虐待に対する意識啓発や相談・防止体制の充実	こども未来課		○			○				
⑤新しい形での支えあいの構築										
a つながりを絶やさない地域福祉活動ネットワークの構築	保健福祉課		○			○				

3 成年後見制度利用促進基本計画の評価

高浜町成年後見制度利用促進基本計画の具体的な取組の達成状況は以下の通りです。

基本施策	主な担当課	現在の進捗状況				今後の方向				
		達成	取り組んでいる	不十分	取り組んでいるが未着手	継続	充実	改善	完了	廃止
1. 成年後見制度についての普及促進										
①町民への普及啓発活動	保健福祉課	○					○			
2. 専門的相談窓口（中核機関）の設置及び促進施策の充実										
①専門的相談窓口（中核機関）の設置	保健福祉課	○					○			
②関係機関との調整・研修会等の開催	保健福祉課		○				○			
③ その他促進のための施策										
a 町民の成年後見制度利用にかかる費用の助成	保健福祉課		○				○			
b 後見人の育成	保健福祉課				○			○		
3. 専門機関との連携及び地域連携ネットワーク体制の整備										
①専門機関との連携	保健福祉課		○				○			
②地域連携ネットワーク体制の整備	保健福祉課		○				○			

※未着手 本町では、現在は利用者数が少ないことから後見人が不足する状況には至っていませんが、今後の利用者増加を見据え、市民後見人や法人後見の育成について、本計画期間中に実現可能な施策を検討します。

4 意見交換会での意見

本計画の策定にあたっては、関係機関・団体等の現状や町の地域福祉課題についてご意見をお聞きするため、「関係団体等意見交換会」を実施しました。意見交換会の実施概要は以下の通りです。また、意見交換会での意見を踏まえて、次ページの課題を整理しました。これらの解決を念頭に置いて、本計画を策定し、進めていく必要があります。

<関係団体等意見交換会の概要>

開催日時	令和7年3月5日（水） 13：30～15：00
開催場所	保健福祉センター 2階 大広間
参加団体	<ul style="list-style-type: none">・おやジイーの会・ボランティアセンター運営協議会・母子寡婦福祉連合会（きずな会）・老人クラブ連合会・特定非営利活動法人 おひさま・婦人福祉協議会・民生委員児童委員協議会・高浜町社会福祉協議会・若狭高浜病院・グッとサポート・高浜ケアサポート・高浜けいあいの里・若狭高浜病院附属介護老人保健施設・高浜町議会

<意見交換会から得られた課題>

課題	<ol style="list-style-type: none">①シニア世代の地域参加が少ない②医療・福祉人材不足③結婚に関する問題④認知症高齢者等の問題行動⑤高齢者の困りごと（ゴミ出し、世代間交流の機会が少ない）⑥家族機能の低下⑦介護資源の地域格差（内浦地区）⑧高齢者等の移動手段の問題⑨独居高齢者の増加⑩老老介護、老障介護、多重介護の増加⑪高齢者施設の課題（介護施設の入所費用、軽度で入れる施設等）⑫障がい者理解の促進
----	--

5 次期計画に向けた課題

たかはま ささえ愛 たすけ愛プラン（第3期高浜町地域福祉計画）の各施策の達成状況及び地域福祉に係る各種団体及び支援機関等への調査を踏まえて、以下の課題を整理しました。

基本目標1 地域福祉への意識と関心の向上についての課題

近年、地域におけるつながりの希薄化や単身世帯の増加、家族・世帯形態の変化により、住民同士が互いに支え合う基盤が弱まっています。孤立や複合的な課題を抱える世帯への対応が十分に行き届かない状況があり、地域福祉活動への多様な主体の参画は、地域共生社会の実現に向けて重要です。住民が福祉に関心を持ち、理解を深めることは、日常生活の中で支え合いの輪を広げるうえで不可欠であり、活動への参加や地域課題への気づきにもつながります。

学校での福祉教育や多世代交流・共生の場づくりなど、教育・啓発や交流を進めていますが、企業・商店等への福祉教育の働きかけが十分ではないこと、またコロナ禍により体験型学習や交流行事が中止となり、その後十分に再開できていないことは課題です。

団体アンケート結果では、地域の特性や課題として「地域住民同士の交流の機会」が66.7%、「異なる世代との交流」が50.0%となっています。事業所アンケートでは「人権セミナーの開催や啓発活動の充実」が50.0%と求められています。また、住民が気軽に集える場の創出を求める声も多く、コミュニティカフェなどの交流の機会の充実が必要です。

地域福祉への理解と関心を高める教育・啓発活動の充実と、身近な交流・ふれあいの機会の回復・拡充が喫緊の課題です。特に、学校・地域・企業など多様な主体が連携し、日常生活の中での交流や体験学習を通じて、住民が福祉に関心を持ち、主体的に参加する取組を進めることが求められます。

基本目標2 多様な形での地域参加の促進についての課題

少子高齢化の進展や高齢者人口の増加により、地域社会における支え合いの役割がますます重要になっています。人生100年時代においては、高齢期における社会参加や生きがいの形成が健康寿命の延伸や生活の質の向上につながることを期待されます。

しかし、地域活動を担う人材の不足や、住民が日常的に活動に参加する機会が限られていることは課題となっています。また、地域活動に参加することで得られる交流や相互理解の機会が少ないことも、孤立や関心の低下を招き、地域共生社会の実現を妨げる要因となっています。

地域の団体の活動支援や事業所と地域の交流促進など、住民参加の基盤づくりを進めていますが、ボランティア育成や活動については、若年層への周知等が課題となっています。

団体アンケート結果では、地域の特性や課題として「地域活動を行う人材不足」「高齢者の社会参加や生きがいづくり」が66.7%、「住民が関心を持ち、身近に感じてもらえるようなボランティアや地域活動団体（NPO法人など）の紹介や行事の開催」が83.3%となっており、地域参加の機会の充実が求められています。また、「ボランティア・地域活動団体（NPO法人など）の育成・支援（情報の提供など）」は50.0%となっており、ボランティアや地域活動に関する情報提供の充実が求められています。

今後は、住民活動の促進や介護事業者・民間企業の地域活動参加を通じ、住民が多様な形で参加できる環境を整え、子育て世代や若年層も含めた多世代での参加を促すことが重要です。

基本目標3 地域での生活を支えるサービス等の充実

地域での生活を支えるためには、制度の狭間にある課題や複合的な生活課題を抱える世帯への対応が重要です。近年、ひきこもりや生活困窮、障がい・高齢者の在宅生活に加え、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーの増加や認知症の高齢者の増加など、多様で複合的な課題を抱える世帯が増加しています。個人だけでなく世帯全体への支援が求められ、高齢者や障がいのある方が住み慣れた地域で安心して生活できる環境の整備は、地域共生社会の実現に不可欠です。相談体制や情報提供、権利擁護の充実に加え、移動手段や子育て支援などの生活基盤支援も地域生活を支える重要な要素となっています。

福祉サービスの提供、包括的な相談支援体制の構築、移動支援、生活困窮者支援を通じた地域づくり、成年後見制度の利用促進、居場所の整備など、多岐にわたる取組を進めていますが、適切に福祉サービスを利用できるよう、デジタル技術の活用や町内施設での掲示など、多様な手段による情報提供を行うことが重要です。

事業所アンケート結果では、成年後見制度の利用が進むために必要な取組として、「町民や関係者に制度を周知するよう情報提供や広報を充実する」「手続きの負担を少なくするなど利用しやすい制度にする」「制度を利用するための経済的な負担を軽減する」が83.3%となっています。また、地域特性や課題として、「高齢者や障がいのある方の在宅生活支援」「医療・福祉人材確保に向けた支援」が83.3%、「地域における身近な相談体制づくり」「移動手段の充実」が66.7%と、住民が安心して利用できる相談・支援体制の整備が求められています。さらに、庁内アンケートでは「分野をまたがる複合的な生活課題への対応が必要なケースが増えていること」が55.6%となっており、関係課や関係機関間の連携をさらに強化することが重要です。

今後は、住民が安心して地域で生活できる環境を整えるとともに、多様で複合的な課題を抱える世帯に対して、地域全体で支え合う体制をより一層強化することが求められます。

基本目標4 地域の皆で支えるネットワークの強化に向けての課題

地域での支え合いは、住民一人ひとりが孤立せず、互いの顔が見えるつながりを育むことが重要です。つながりは、日常的な見守りや、ちょっとした異変への気づき、防犯や防災への対応など、地域で互いに支え合う活動の基盤となります。また、住民・事業者・関係機関が連携することで、早期支援や情報共有が可能となり、誰もが安心して暮らせる地域をつくることができます。

これまでも、地域の見守りや災害対応、交流の場づくりなどに取り組んできましたが、事業所アンケート結果では、地域特性や課題に対して行政が取り組むべきこととして、「地域の見守りの仕組みづくり」「地域での様々な交流活動の促進」「ひきこもりを抱える家族や本人へのサポート」「防犯・交通安全・防災体制の充実」がいずれも50.0%と挙げられています。

地域全体で支え合う体制や住民のつながりの機会をさらに充実するため、顔の見える関係づくりや、関係各機関・団体との連携・協働を通じた地域福祉活動ネットワークの強化が重要です。

追加課題 包括的な支援体制の構築に向けての課題

少子高齢化や人口減少、世帯構造の変化に伴い、複合的かつ多様化する生活課題に対応するため、包括的な支援体制の整備が不可欠です。高齢者や障がい者、こどもをはじめとした属性ごとの支援に加え、ひきこもりや8050問題、ヤングケアラー、生活困窮、単身高齢世帯など、複数の課題が重なる世帯への対応が求められています。また、地域住民同士のつながりの希薄化により、支援が届きにくい人が生じるリスクも高まっています。

そのため、地域住民・ボランティア・社会福祉法人・NPO・事業者・行政が連携し、相談窓口や情報提供、早期支援、権利擁護などを包括的に提供できる体制の整備が重要です。こうした体制は、住民がその人らしく安心して暮らせる地域社会の実現に直結し、地域全体で課題を共有しながら支え合う仕組みの基盤となります。将来にわたり誰も取り残さない地域福祉の実現に向け、包括的支援体制の充実が強く求められています。

本町では、令和元年3月に策定した「高浜町社会福祉施設基本構想」に基づき、社会福祉協議会を中核とした地域福祉活動の拠点を町の中心地に移転・集約し、地域福祉を効果的に推進する複合施設「高浜町地域福祉総合センターいぶき」（以下「地域福祉総合センター」という。）の整備を進めてきました。地域福祉総合センターでは、立ち寄りやすい雰囲気づくり、お互いを知ることができる場づくり、そして地域の皆が主役となれる環境の実現を目指しています。

アンケート結果では、地域福祉総合センターに対して、事業所では「福祉関係者同士が連携・情報共有・相談しやすい環境整備」が100.0%、団体では88.9%となっており、関係者間の円滑な連携・情報共有への期待の高さがうかがえます。また、「地域住民が気軽に集える居場所や交流スペースとしての活用」「こどもから高齢者まで、障がいの有無にかかわらず多世代がつながる交流や共生社会の促進」「災害時や緊急時の地域防災拠点としての活用」「福祉やボランティア活動の拠点としての機能強化」「福祉や生活支援に関する総合相談窓口の機能整備」など、さまざまな役割への期待も示されています。

地域住民が気軽に立ち寄れる居場所や交流の機会、多世代交流、福祉関係者間の円滑な連携・情報共有、総合相談窓口の充実といった多様な機能を備えた拠点の整備が求められています。今後は、この地域福祉総合センターを中心に、住民主体の地域福祉活動や関係機関との協働による包括的な支援体制をさらに強化し、地域住民が安心して生活できる環境づくりを進めることが重要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

少子高齢化の進行や家族形態の多様化、地域のつながりの希薄化などにより、地域における生活課題は、複雑かつ多様化しています。

このような中で、こどもや子育て家庭、高齢者、障がいのある人、外国人など、すべての住民が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができる地域づくりが求められています。

その実現のためには、行政による支援だけでなく、住民一人ひとりが地域の担い手として関わり、地域団体、社会福祉協議会、関係機関、企業など多様な主体が連携・協働しながら、支え合いの仕組みを築いていくことが重要です。

本計画では、「地域みんなで育てよう 幸せの樹 支え愛・助け愛が実るまち たかはま」を基本理念として掲げ、これまでの第3期計画における考え方を継承し、地域福祉総合センター整備を契機として、国が示す包括的な支援体制の構築を促進し、地域の誰もがつながり、互いに支え合いながら、複雑・複合化する課題にも切れ目なく対応できる地域共生社会の実現をめざします。

**地域みんなで育てよう 幸せの樹
支え愛・助け愛が実るまち たかはま**

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の基本目標を設定します。

基本目標1 地域福祉への意識と関心の向上

地域福祉を推進していくためには、住民一人ひとりが地域の問題を「自分ごと」として捉え、支え合いの大切さを理解し、行動につなげていくことが重要です。

そのため、福祉に関する教育や啓発活動を通じて、年齢や立場を問わず地域福祉への理解を深めるとともに、地域福祉総合センターを地域の拠点として活用し、住民同士が気軽に集い、交流し、支え合うことのできる居場所や交流の場づくりを進めます。

これらの取組を通じて、地域福祉の基盤となる地域のつながりを育み、誰もが福祉に関心を持ち、主体的に関わることのできる土壌づくりをめざします。

基本目標2 多様な形での地域参加の促進

地域福祉を持続的に推進していくためには、住民一人ひとりがそれぞれの立場や状況に応じて地域に関わり、支え合いの担い手となることが重要です。

そのため、自治会活動やボランティア活動などの住民主体の活動を促進するとともに、介護事業者や民間企業等が持つ知識やノウハウを生かし、地域福祉活動への参画を進めます。

多様な主体が地域に関わる機会を広げることで、世代や分野を超えたつながりを生み出し、誰もが役割を持って参加できる地域づくりをめざします。

基本目標3 地域での困りごとに寄り添い支えるサービス等の充実

地域で安心して暮らし続けるためには、住民一人ひとりが抱えるさまざまな困りごとに対し、早期に気づき、切れ目なく寄り添いながら支援につなげていく体制の充実が不可欠です。

そのため、相談があった際には丁寧にわかりやすい情報提供を行ったり、適切な機関につなげるとともに各種福祉サービスの充実と質の向上を図ります。

あわせて、生活困窮者の自立に向けた支援や、権利擁護・成年後見制度の利用促進、更生支援の充実など、状況に応じたきめ細かな支援に取り組みます。

さらに、地域福祉総合センターを高浜町版包括的な支援体制の中核拠点として位置付け、支援機関同士が分野や部局を越えて情報を共有し、部局横断的なケース会議等を通じた連携体制の強化を図るとともに、地域と支援機関をつなぐアウトリーチの取組を推進します。

基本目標4 地域の皆で支えるネットワークの強化

誰もが安心して地域で暮らし続けるためには、住民や地域団体、関係機関がそれぞれの役割を担いながら、互いに連携し、地域全体で支え合うネットワークを強化していくことが重要です。

そのため、地域における見守り体制の構築を進めるとともに、地域福祉総合センターを拠点として、地域で支え合う機能の強化を図り、日常的な見守り活動の充実に取り組みます。

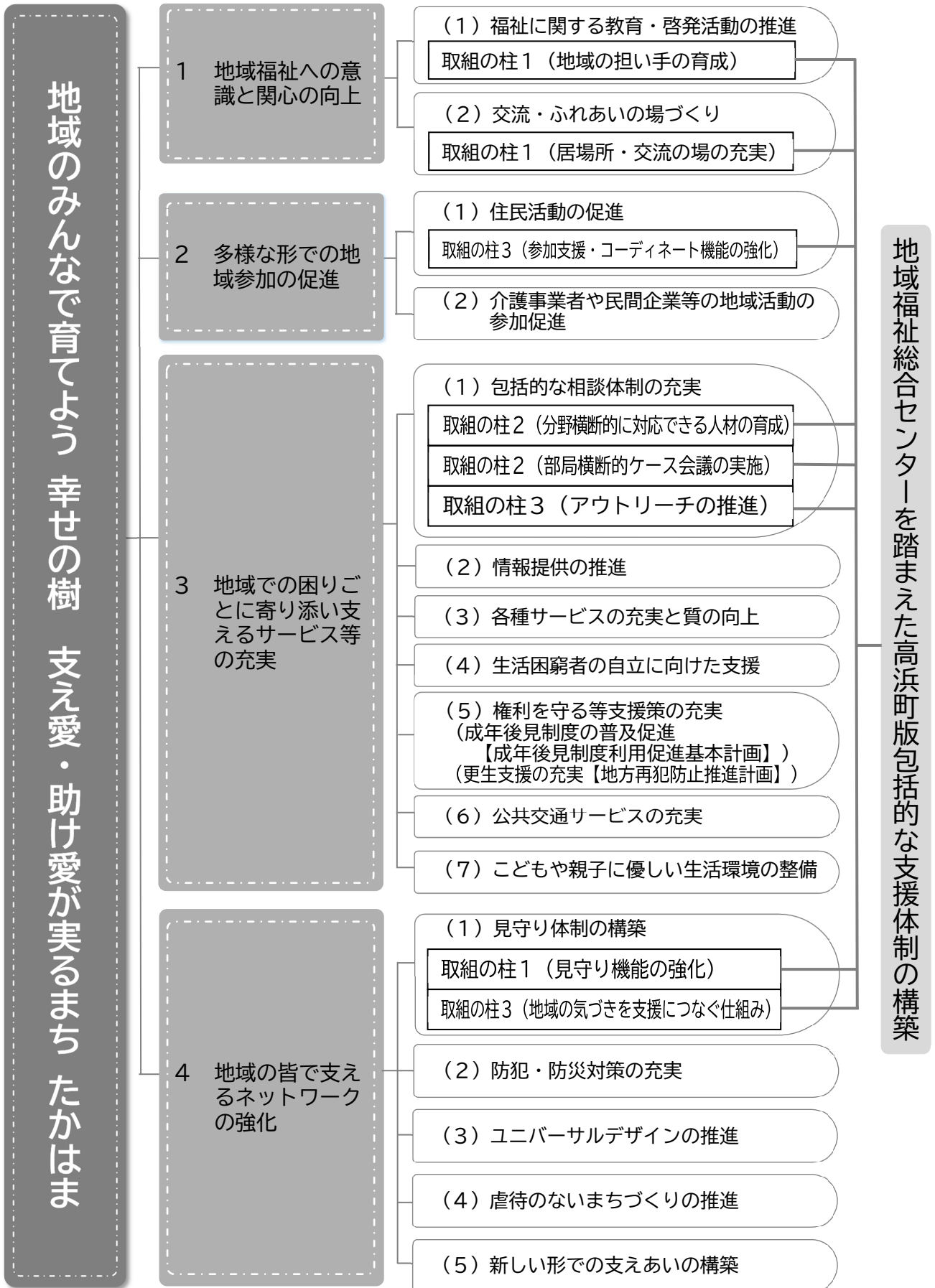
あわせて、防犯・防災対策の充実やユニバーサルデザインの推進、虐待のないまちづくりを進め、誰もが安全で尊厳を守られながら暮らせる地域環境の整備を図ります。

3 施策体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向性]



4 地域福祉総合センターを踏まえた高浜町版包括的な支援体制の構築

高浜町では、これまでの地域福祉計画において培ってきた「地域で支え合う福祉のまちづくり」の考え方を継承しつつ、地域福祉総合センターの整備を契機として、国が示す地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築を一層推進します。

近年、住民の抱える課題は、高齢、障がい、子育て、生活困窮、ひきこもりなどが複雑に重なり合う状況が増えており、制度や分野ごとの対応では支援が行き届きにくいケースも顕在化しています。

このため、高浜町では、地域福祉総合センターを地域福祉の中核拠点と位置づけ、住民・地域団体・社会福祉協議会・関係機関・行政が連携しながら、「気づき」「つなぎ」「支え続ける」ことができる高浜町版包括的な支援体制の構築を進めます。

【取組の柱1】地域で支え合う機能の強化・居場所・交流の場の整備 (地域福祉総合センターを核とした居場所・見守り)

- ・地域の担い手の育成
ボランティアや住民活動の担い手を発掘・育成し、地域福祉総合センターを拠点として、活動が広がる仕組みをつくります。
- ・居場所・交流の場の充実
地域福祉総合センターや既存の集会所等を活用し、こどもから高齢者までが気軽に集い、つながることができる居場所づくりを推進します。
地域住民や団体が主体となった活動が継続できるよう、運営面での支援を行います。
- ・見守り機能の強化
高齢者、障がいのある人、子育て世帯など、孤立しやすい人を地域で見守る体制を整えます。日常的な声かけや地域活動を通じた「さりげない見守り」を重視します。

【取組の柱2】支援機関同士の連携強化 (地域福祉総合センターを核とした専門職の連携促進)

- ・分野横断的に対応できる人材の育成
支援者が他分野と連携しながら支援できるよう、研修や情報共有を通じて人材育成を進めます。
- ・部局横断的ケース会議の実施
複合的・複雑化した課題を抱える人に対し、福祉・医療・介護・教育・子育て・生活困窮等の関係部署・機関が連携する体制を構築します。
ケース会議については、対象、開催方法、個人情報取扱い等を整理し、実施できる仕組みとします。

【取組の柱3】地域と支援機関をつなぐ仕組みの構築

(地域福祉総合センターを核とした地域と支援機関の連携)

- ・参加支援・コーディネート機能の強化

地域福祉総合センターを拠点に、居場所、活動、支援サービス等へつなぐ調整役（コーディネーター）を中心とした支援体制を構築します。

「支援する・される」関係にとどまらず、本人が地域の一員として参加できるよう支援します。

- ・アウトリーチの推進

支援が届きにくい人に対して、地域や支援機関からの相談を受け訪問し、相談や支援につながる取組を進めます。

- ・地域の気づきを支援につなぐ仕組み

見守り活動や日常の関わりの中で把握した困りごとを、必要に応じて適切な支援機関につなぐ流れを整備します。

第4章 施策の展開

基本目標1 地域福祉への意識と関心の向上

(1) 福祉に関する教育・啓発活動の推進

【今後の取組方針】

★：地域福祉総合センターを踏まえた高浜町版包括的な支援体制の構築に関する取組

施策	内容
学校における福祉教育機会の充実	○小・中学校や各種機関・団体、社会福祉協議会等との連携により、こどもたちの福祉体験学習（車いす・アイマスク体験等）を推進します。【教育委員会】
企業内での福祉教育の推進	○企業や商店、農林漁業者等に対し、地域福祉の意識向上に向けた勉強会や研修会への参加を促すとともに、認知症サポーター養成講座等の開催を企業等へ働きかけます。【産業振興課】
人権及び福祉意識の高揚	○人権講演会やじんけん楽集会、いのち・愛・人権フェスタ等を通じて、人権に関する内容（こども・高齢者・障がい者・外国人等）をテーマとした教育機会の充実を図ります。【住民生活課】 ○「高浜町人権のまちづくり条例」の施行に伴い、地域住民、事業者及び関係行政機関と連携を図り、家庭から地域まであらゆる分野における地域住民の人権意識の高揚を図ります。【住民生活課】
★福祉教育・体験学習の推進	○地域における困りごとへの「気づき」や支援につなぐ視点を育む福祉教育を進めます。【保健福祉課】 ○地域で孤立しやすい人や複合的な課題を抱える人への理解を深め、地域全体で支え合う意識の醸成につなげます。【保健福祉課】

(2) 交流・ふれあいの場づくり

【 今後の取組方針 】

★：地域福祉総合センターを踏まえた高浜町版包括的な支援体制の構築に関する取組

施策	内容
住民交流・地域交流の促進	○町内事業所合同研修会や人権各種イベントを実施し、地域住民のふれあいや事業所、福祉関係団体の交流、連携の場づくりを行います。【住民生活課】
地域における子育て支援ネットワークの構築	○子育て支援に関わる関係機関が連携を図るとともに、地域が子育てについて関心をもてるよう、情報発信を行います。また親子の交流や地域の交流を通じ、一人で子育てを行うのではなく、地域全体で支えられていると感じられるよう、仲間づくりのネットワークの構築を進めます（第3期高浜町子ども・子育て支援事業計画）【こども未来課】
身近な地域での交流・ふれあいの場づくり	○地域の医療機関や公民館と連携し、介護予防や健康づくりをテーマに高齢者の交流の機会やふれあいの場づくりを推進します。【保健福祉課】
★多世代交流・共生の場づくり	○障がいのある人や子育て家庭を含め、誰もが気軽に集える居場所をつくり、必要に応じて相談や支援につなげ地域交流を一体的に推進します。【保健福祉課】

基本目標２ 多様な形での地域参加の促進

(1) 住民活動の促進

【今後の取組方針】

★：地域福祉総合センターを踏まえた高浜町版包括的な支援体制の構築に関する取組

施策	内容
福祉団体の活動への支援	○福祉団体が安定的、継続的に団体活動が行えるように人材育成や活動費の助成を行い、住民活動の促進を図ります。【保健福祉課】
ボランティア育成と活動の普及	○社会福祉協議会と連携しリーダーの育成や横断的なネットワークづくりを推進します。またボランティア活動に関する情報収集、情報提供を行います。【保健福祉課】
地域福祉への住民参加の促進	○地域福祉活動やボランティア活動を身近に感じる啓発事業を実施し、住民参加を推進します。【保健福祉課】
地域全体の子育て意識の向上	○地域住民と子育て世代の現状や課題を共有する機会を設け、地域全体で子育てを支える意識の向上を図ります。また、子育て支援を担う人材の育成や高浜町こども家庭センター「kurumu」において育児サークルやボランティアが自立した活動ができるよう運営、活動の支援を図ります。【こども未来課】
★困りごとを抱えた人に対する参加支援や役割づくり	○活動への参加が難しい人に対する参加支援や役割づくりを行い、誰もが地域の一員として関われる仕組みを整えます。【保健福祉課】

(2) 介護事業者や民間企業等の地域活動の参加促進

【今後の取組方針】

施策	内容
企業等の社会活動参加促進事業	○企業等の地域活動（美化活動、行事協力等）への参加を促し、住民との繋がりを強めます。また、地域課題を解決するための各種協議体に産業界として参画・関与・協力を促します。【産業振興課】
事業所と地域の交流促進	○介護、障害福祉サービス等を提供する各事業所が地域住民と交流することを促進します。【保健福祉課】

基本目標3 地域での困りごとに寄り添い支えるサービス等の充実

(1) 包括的な相談体制の充実

【今後の取組方針】

★：地域福祉総合センターを踏まえた高浜町版包括的な支援体制の構築に関する取組

施策	内容
★包括的な相談支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センター、基幹相談支援機関、こども家庭センター等との多機関協働による連携した相談体制を構築し切れ目のない包括的相談支援体制の構築を図ります。【保健福祉課】 ○支援者が他分野と連携しながら支援できるよう、研修や情報共有を通じて人材育成を進めます。【保健福祉課】 ○制度の狭間や、複雑化・複合化した課題を抱える世帯に対応するため、分野横断的な連携による支援体制の充実を図ります。あわせて、アウトリーチにより支援が届きにくい人への支援を強化します。【保健福祉課】

(2) 情報提供の推進

【今後の取組方針】

施策	内容
企業や店舗の施設を利用した情報提供・情報発信	○商工会等と連携し、デジタルツール（高浜町情報発信アプリ等）を積極的に活用することで、企業や店舗を通じた鮮度の高い地域情報・福祉情報の即時発信・更新に注力します。【産業振興課】
福祉サービスに関する情報提供の充実	○多様な媒体を活用し、世代に応じた分かりやすい情報提供に取り組みます。【保健福祉課】

(3) 各種サービスの充実と質の向上

【今後の取組方針】

施策	内容
利用者のニーズに即した障がい福祉サービスの提供	○若狭地区障害児・者自立支援協議会を通じて障害福祉サービス事業所等の関係機関との連携・協働を強化し、就労に伴う支援をはじめ多様なニーズに対応できる支援体制を整備します。【保健福祉課】
介護等を必要とする人への支援の強化	○自立支援や介護予防、重度化防止、認知症対策等を進めるとともに、在宅医療・介護の連携等を進めます。【保健福祉課】
仕事と子育ての両立の支援	○一時的に保育を必要とするすべての人が、安心してこどもを預けることができるよう、保育サービスの提供・充実を図ります。また町内事業所と連携し、男女共同参画への理解の浸透や、育児・介護休業法等の制度の普及・定着への働きかけに努めます。（第3期高浜町子ども・子育て支援事業計画）【こども未来課】

(4) 生活困窮者の自立に向けた支援

【今後の取組方針】

施策	内容
生活困窮者支援を通じた地域づくり	○若狭健康福祉センター、社会福祉協議会、三松センター、その他関係機関と連携し、生活困窮者の早期把握や就労支援等、適切な支援に取り組みます。【保健福祉課・住民生活課】

(5) 権利を守る等支援策の充実

【今後の取組方針】

施策	内容
成年後見制度についての普及促進 【高浜町成年後見制度利用促進基本計画】	○町民への普及啓発活動 ・町民への成年後見制度の普及啓発として、広報紙への記事掲載等あらゆる方法を用い、制度についての普及啓発を実施します。【保健福祉課】
専門的相談窓口（中核機関）の設置及び促進施策の充実 【高浜町成年後見制度利用促進基本計画】	○専門的相談窓口(中核機関)の設置 ・町民への成年後見制度の利用促進を図るため、「高浜町成年後見センター」を中核機関とし、権利擁護と成年後見制度利用促進を連携強化しています。【保健福祉課】 ○関係機関との調整・研修会等の開催 ・成年後見制度の周知や利用促進を図るためには、町内にある関係機関の協力も不可欠です。関係機関への成年後見制度の理解を深めるために研修会等を実施します。【保健福祉課】 ○その他促進のための施策 ・町民の成年後見制度利用にかかる費用助成の検討 ・市民後見人の育成や法人後見育成の検討 ・身よりのない人への支援の検討【保健福祉課】
専門機関との連携及び地域連携ネットワーク体制の整備 【高浜町成年後見制度利用促進基本計画】	○専門機関との連携 ・成年後見制度の利用促進を図るためには、専門機関との連携が欠かせません。今後も、専門機関との協議・連絡の場を設け連携を図っていきます。【保健福祉課】 ○地域連携ネットワーク体制の整備 ・権利擁護支援の必要な人の発見・支援、また、早期の段階からの相談・対応体制の整備を図るためには、地域連携ネットワークが重要になってきます。「高浜町高齢者・障がい者等の権利を護るネットワーク」に成年後見制度の利用促進機能を強化させ、より一層のネットワーク体制の整備を図るとともに、本ネットワークによる本人見守りのためのチーム支援を行います。【保健福祉課】

施策	内容
福祉人材の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者、障がいのある人、子どもや子育て家庭を支える福祉サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、分野における福祉人材の育成・確保が重要な課題となっています。 ・高齢者分野においては、介護人材の不足や高齢化が進行していることから、介護職員の確保・定着支援や、介護の仕事に対する理解促進を図ります。【保健福祉課】 ・障がい福祉分野においては、相談支援専門員や障害福祉サービス事業所職員等の人材の確保・育成を進めるとともに、関係機関との連携による支援力の向上を図ります。【保健福祉課・子ども未来課】 ・子育て支援分野においては、保育士や子育て支援に関わる人材の確保・育成を進めるとともに、子どもや家庭に寄り添った支援が行える体制づくりを推進します。【子ども未来課】 ○職場体験や見学等を通じて、子どもが福祉の仕事に触れる機会の創出を図り、福祉職に対する理解の促進と魅力の向上に取り組みます。【教育委員会】
更生支援の充実 【地方再犯防止推進計画】	<ul style="list-style-type: none"> ○刑を終えて出所した人が地域で安心して生活できるよう、偏見や差別の解消に向けた啓発活動を行い、町民の理解の促進を図るとともに、更生保護活動に携わる関係者の支援や、その活動の意義が地域に広く理解されるよう広報・啓発に努めます。【住民生活課】 ○国・県・更生支援団体などの関係機関と連携し、就労支援や住まいの確保、相談支援など、出所者の社会復帰に向けた具体的な環境整備を進め、切れ目のない支援体制の構築をめざします。【住民生活課・保健福祉課】

(6) 公共交通サービスの充実

【今後の取組方針】

施策	内容
安全で円滑な移動手段やサービス等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○赤ふんバスについては、フリーパス制度および高齢者・障がい者手帳所持者割引制度を継続していきます。【総合政策課】 ○内浦ぐるりんバスについては、運行の持続安定化に向け、引き続き支援を行います。【総合政策課】 ○グリーンスローモビリティについては、町内サロンや各種イベントにおける利活用を推進していきます。【総合政策課】

(7) 子どもや親子に優しい生活環境の整備

【今後の取組方針】

施策	内容
安全・安心な遊び場・居場所の環境整備・創出	<ul style="list-style-type: none"> ○公園等の整備や既存施設の有効活用を通じて、子どもの安全な遊び場・居場所の確保を行うとともに、子育て家庭にやさしい環境の整備を行います。(第3期高浜町子ども・子育て支援事業計画)【教育委員会・子ども未来課】

基本目標4 地域の皆で支えるネットワークの強化

(1) 見守り体制の構築

【今後の取組方針】

★：地域福祉総合センターを踏まえた高浜町版包括的な支援体制の構築に関する取組

施策	内容
地域のこどもたちの見守り体制の強化	○交通安全街頭指導員による朝の通学時の児童・学生への見守りを兼ねた街頭指導や通勤者への安全運転の啓発活動を実施します。【防災安全課】
★地域の見守り体制の強化	○高齢者、障がいのある人、こどもなど、支援を必要とする人を早期に把握し、関係機関と連携した見守り・支援につなげる体制の整備を進めます。【保健福祉課・こども未来課】 ○日常的な見守り活動から把握した気づきを、関係機関につなぎ、継続的な支援につなげる仕組みを整備します。【保健福祉課】

(2) 防犯・防災対策の充実

【今後の取組方針】

施策	内容
小中学生の登下校の安全の確保	○建設整備課と教育委員会が連携して、通学路の危険個所の点検、改善に向けた取り組みを行います。【建設整備課・教育委員会】
地域で安心して暮らせる環境づくり	○防犯隊〔警察含む〕と連携し地域の安全パトロールを実施します。【防災安全課】
災害時の地域における助けあいの体制整備	○災害時に地域で助けあう体制づくり・環境づくりのため、自主防災組織の編成や防災リーダーの育成、防災訓練・学習会の開催を支援します。【防災安全課】
災害弱者に配慮した支援体制の整備	○地域住民、関係機関や専門職と連携し平常時からの避難行動要支援者名簿の活用や個別避難計画の実用化など避難行動要支援者支援制度の整備を進めます。【保健福祉課】
災害に備えた体制づくり	○災害発生時に災害ボランティアセンターが迅速かつ円滑に設置・運営できるように、平常時から社会福祉協議会や地域の関係機関と定期的に連絡会を開催し、連携体制の構築を図ります。【保健福祉課】
「ながら見守り」による地域ネットワークの強化	○事業者の日常業務（配達、店舗営業等）を通じた「ながら見守り」を推進し、異変察知時の連絡体制を再確認することで、地域の安全・安心を支えるネットワークに協力します。【保健福祉課】

(3) ユニバーサルデザインの推進

【 今後の取組方針 】

施策	内容
公共施設や道路のユニバーサルデザイン化の推進	○公共施設新築や改修時には、バリアフリー法や福井県「福祉のまちづくり条例」に基づき施設の整備に取り組みます。また、道路整備時にも歩道整備、点字ブロック等の設置、無電柱化等の歩行空間のユニバーサルデザインの推進に取り組みます。【建設整備課】
誰もが分かりやすい情報発信	○こどもから高齢者、障がいのある方や外国人等、できる限り多くの方々に情報を伝えるため、ユニバーサルデザインの視点に立った印刷物やホームページ・SNS 等による情報発信に取り組みます。【総合政策課】

(4) 虐待のないまちづくりの推進

【 今後の取組方針 】

施策	内容
高齢者、障がい者、児童虐待等に対する意識啓発や相談・防止体制の充実	○高齢者、障がい者等に関わる人への研修を行い、虐待の早期発見、支援の充実、体制づくりを推進します。【保健福祉課】 ○児童虐待の問題に対する予防や早期発見の対応に向けて、社会全体の意識啓発や関係機関の連携による継続的な支援体制の充実を図ります。【こども未来課】 ○高浜町こども家庭センター「kurumu」において、妊娠期から切れ目のない子育て支援と相談体制の充実を図ります。（第3期高浜町子ども・子育て支援事業計画）【こども未来課】

(5) 新しい形での支えあいの構築

【 今後の取組方針 】

施策	内容
つながりを絶やさない地域福祉活動ネットワークの構築	○オンラインや ICT を活用した新しい地域福祉ネットワーク体制を構築します。【保健福祉課】 ○高齢者、障がいのある人、こどもに関わる支援機関間の情報共有や連携強化にも ICT を活用し、平時・非常時を問わず支援が継続できる体制づくりを進めます。【保健福祉課】

第 5 章 計画の推進に向けて

1 計画の検証・評価体制のしくみづくり

本計画に記載した取組等の進捗状況を把握し、評価することを通じて、計画全体を推進します。

(1) 「地域福祉」に関する普及啓発

地域福祉を進めるためには、住民が、地域福祉の推進や地域共生社会の実現についての考え方を理解することが必要です。

まず、住民に対して本計画の周知を図るとともに、さまざまな活動の場において、地域福祉の趣旨や目的を伝え、地域住民、関係機関や団体、行政が力をあわせて支え合い、助け合うことができるネットワークが、さらに充実したものとなるよう働きかけます。

あわせて、包括的支援体制に関する取組を中心に、取組の背景や成果、課題を共有する機会を設けることで、地域全体で学び合い、次の行動につなげる普及啓発を進めます。

(2) 本計画の進行管理及び進捗状況の確認

本計画は、行政担当課である保健福祉課が進行管理を行います。

本計画に記載されている行政の取組については、毎年度、担当課に取組状況の確認を行います。特に、包括的支援体制の構築に関する取組については、毎年、関係者に対してディスカッション形式により、取組の成果や課題、今後の方向性について意見交換を行い、幅広い関係者の視点を取り入れた進捗評価を行うことで、計画の実効性を高めます。

資料編

1 高浜町地域福祉計画策定委員会設置要綱

令和7年7月11日

告示第119号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定による高浜町地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)の策定に関し検討及び協議をするため、高浜町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討及び協議を行い、これにより策定した地域福祉計画を町長に提出するものとする。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他地域福祉計画の策定に関し必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 福祉団体関係者
- (2) 地域団体関係者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条に定める所掌事項が終了するときまでとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長及び副委員長がともに存在しないときは、町長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(会議の書面開催)

第7条 委員長は、緊急その他やむを得ない事情により会議の招集が困難であると認めるときは、委員会の会議の招集に代えて、書面により委員の意見を求めることができる。

2 委員長は、前項の規定による書面による委員の意見を書面により委員に報告するものとする。

(関係者の出席)

第8条 委員長は、委員会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(報償金)

第9条 委員の報償金は、1回の会議につき5,000円を支払うものとする。ただし、町の職員には支給しない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年7月15日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第2条の規定による地域福祉計画の提出の完了をもってその効力を失う。

2 高浜町福祉3計画策定委員会委員名簿

No.	区 分	職	氏 名	所属及び役職 等
1	福祉関係団体	委員長	田淵 誉	社会福祉法人 高浜町社会福祉協議会 事務局次長
2		委員	松岡 保志	高浜町民生委員児童委員協議会 会長
3		副委員長	小島 真弓	NPO 法人おひさま・管理者
4	地域活動団体	委員	上尾 徳郎	高浜町老人クラブ連合会 会長
5		委員	松本 常秀	公益社団法人 シルバー人材センター 事務局長
6		委員	田中 孝	若狭地区保護司会 副会長（大飯支部長）
7	関係機関	委員	友光 隆	高浜町社会福祉協議会 地域包括支援センター 所長
8		委員	本田 友紀子	高浜町こども未来課 課長補佐
9		委員	松崎 邦雄	高浜町住民生活課三松センター 所長
10		委員	中川 逸子	高浜町保健福祉課 課長補佐
11	住民代表	委員	田扶地 素嗣	地域住民（一般公募）

3 計画の策定経過

開催（実施）事項 期日	内容
高浜町地域福祉計画にかかるアンケート調査（団体・事業所） 令和7年9月18日～令和7年10月6日	実施
高浜町地域福祉計画にかかるアンケート調査（庁内関係機関） 令和7年10月2日～令和7年10月17日	実施
第1回 第4期 高浜町地域福祉計画策定委員会 令和7年10月30日	地域福祉計画の策定について、地域福祉を取り巻く状況（アンケート調査結果、前回計画中間評価）計画策定スケジュール
第2回 第4期 高浜町地域福祉計画策定委員会 令和7年12月5日	課題について、骨子案について
第3回 第4期 高浜町地域福祉計画策定委員会 令和8年2月5日	地域福祉計画素案について パブリックコメントの実施案について
パブリックコメントの実施 令和8年2月20日～令和8年3月5日	
第4回 第4期 高浜町地域福祉計画策定委員会 令和8年3月12日	パブリックコメントの結果について 地域福祉計画最終案について

4 用語解説

ア行

ICT

Information and Communication Technologyの略。インターネットや携帯情報端末等のコンピューター関連の技術を総称したもの。

アウトリーチ

支援を必要とする人が相談に来るのを待つのではなく、支援者側が積極的に訪問・介入し支援する手法。多様な支援ニーズに迅速に対応するための地域福祉活動の基本的なアプローチのこと。

育児・介護休業法

正式には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。男女を問わず労働者が申し出をすることによって、育児休業（1歳に満たない子を養育するためにする休業）・介護休業（要介護状態にある対象家族を介護するためにする休業）を取得することを権利として認めている法律。

SNS

Social Networking Service(Site)の略。個人間の交流を支援するサービス（サイト）で、参加者は共通の興味、知人などをもとに様々な交流を図ることができる。

NPO

Non Profit Organization の略で、民間や一般の市民により自主的に構成された営利を目的としない活動を行う民間組織のこと。

カ行

グリーンスローモビリティ

時速20km未満で公道を走る事が可能な4人乗り以上の電動パブリックモビリティ。

権利擁護

地域生活に困難を抱えた高齢者や障がい者等の「その人らしく、住み慣れた地域でいきいきと暮らすための権利」（自己決定権や生存権、地域で生活し続ける権利等）を守ること。

個別避難計画

避難時に配慮すべき事項や緊急連絡先、避難支援者情報などを、避難行動要支援者1人ひとり個別に作成したもの。

更生保護

犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動のこと。

こども家庭センター

全ての妊産婦や子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関のこと。

サ行

災害ボランティアセンター

被災地域に臨時に設置される。被災地での活動をとおして得られる被災者ニーズの総合的把握、ボランティア関連情報の受発信、行政の仲介・調整、外部ボランティアの受け入れなど、総合的なコーディネートを実施する役割を担う。平常時に常設している場合は、災害予防に関するボランティアの養成や市民向け防災教育、防災啓発活動を行うボランティアの拠点という性格を持っている。

再犯防止推進計画

犯罪歴のある者の再犯防止を目的とし、町民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るための施策を定めた計画で、防犯上の観点からも、地域福祉計画と連携して実施される重要計画。

障がい者手帳

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種類の手帳を総称した一般的な呼称。

(身体障害者手帳) 身体の機能に一定以上の障害があると認められた方に交付される手帳

(療育手帳) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障害があると判定された方に交付される手帳

(精神障害者保健福祉手帳) 一定程度の精神障害の状態にあることを認定するもの

生活困窮者

収入や資産が少なく、生活に困っている者。

成年後見制度

認知症の方、知的障がいのある方、精神障がいのある方などで判断能力が不十分な方々を、法律面や生活面で保護したり支援したりする制度。

夕行

ダブルケア

子育てと介護を同時に担う状況を指す用語。高齢化が進む社会において、家庭内の多重負担問題となっている。

地域共生社会

子どもや高齢者、障がい者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会のこと。平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において地域共生社会の実現が盛り込まれている。

地域福祉

住民が身近な地域社会で自立した生活が営めるように、地域における公私の多様な主体が協働して地域の問題を解決したり、また、その発生を予防したりするための社会福祉施策とその実践。

地域福祉計画

社会福祉法第107条に規定されている地域福祉の推進を目的とした計画。地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容やサービス量、体制等について目標を設定し、計画的に整備していくこと。

地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしく生活できるよう支援するための公的機関。主に65歳以上の高齢者やその家族を対象に、介護・福祉・医療・保健などに関する総合的な相談窓口として機能する。

ナ行

認知症サポーター養成講座

認知症に対する正しい知識と理解をもち、地域で認知症の人や家族に対してできる範囲で手助けするため、自治体等が実施する養成講座。

八行

8050問題

中高年のひきこもり状態にあるこどもが高齢の親に経済面や生活面で依存していた状態から、その関係を維持し続けることが困難になり、経済的・社会的に困窮する状態に陥るという社会問題を指す。

バリアフリー

障壁（バリア）となるものを取り除くことをいう。床の段差の解消や手すりの設置などのハード面だけではなく、すべての人の物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられる。

ひきこもり

特定の病気や障がいではなく、ひきこもっている「状態」を指す言葉。厚生労働省の定義などを参考にすると、何らかの生きづらさを抱え生活上の困難を感じている状態にある人、家族を含む他者との交流が限定的（希薄）な状態にある人、支援を必要とする状態にある人を指す。

避難行動要支援者名簿

要配慮者のうち、災害発生時または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援が必要な方。平成25年の災害対策基本法の一部改正により、市町における避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられた。

福井県「福祉のまちづくり条例」

障がい者や高齢者などを含むすべての県民が、自らの意思で自由に行動し、社会・経済・文化などあらゆる分野の活動に参加できる環境を整えるために制定された条例。施設整備やサービス提供の基準を示し、誰もが暮らしやすい地域づくりを推進するための基本的枠組みを定めている。

包括的な相談支援体制

町において、相談者および相談機関等から寄せられる多様な相談を包括的に受け止め、関係課や相談機関等と連携し、各福祉分野の縦割りではなく、総合的に必要な支援をコーディネートする体制。

マ行

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々。地域のこどもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援を行う児童委員も兼ねる。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する主任児童委員の指名を受けている。

ヤ行

ユニバーサルデザイン

年齢や性別、身体的能力など人々の様々な特性や違いを超えて、すべての人が利用しやすいことを考慮してまちづくりやものづくり、しくみづくりを行う考え方。

要介護認定者

市町村が、高齢者等からの申請に基づき、その心身の状況を訪問調査するとともに、主治医の意見を聞き、介護の必要の程度を要支援1～2及び要介護1～5の7段階の区分で認定する。介護保険の給付を受けるためには、この要介護（要支援）認定を受けることが必要。

ラ行

老人クラブ

老人福祉法に基づき、老人福祉を推進するために地域を基盤とした高齢者（おおむね60歳以上）の会員制による自主的な組織のこと。「健康・友愛・奉仕」を三大運動として掲げ、健康づくりや生きがいづくりを目的とした活動を行うとともに、地域の諸団体と連携して、豊富な知識や経験を活かした活動を行っている。

老々介護

65歳以上の高齢者が同じ65歳以上の高齢者を介護している状態を指す。

ワ行

若狭地区障害児・者自立支援協議会

障害者総合支援法第89条の3に基づき、障害児・者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援体制を確立するため、若狭地区（小浜市・高浜町・おおい町）に設置された協議会。関係機関が連携し、地域における支援の充実を図るための協議・調整を行う組織。

**たかはま ささえ愛 たすけ愛プラン
(第4期高浜町地域福祉計画)**

令和8年3月

発行：高浜町 編集：高浜町 保健福祉課 福祉グループ

編集：高浜町 保健福祉課 福祉グループ

〒919-2201 福井県大飯郡高浜町和田 117-68 高浜町保健福祉センター内

TEL 0770-72-5887 FAX 0770-72-6109

